

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成29年5月15日（平成29年（独情）諮問第26号）

答申日：平成29年9月19日（平成29年度（独情）答申第29号）

事件名：特定法人の厚生年金保険料の納付状況を示す書類等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月17日付け年機構発第9号により日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると次のとおりである。

##### （1）本件処分は法5条柱書きに違反する。

すなわち、審査請求人が開示請求した法人文書は、以下のとおり、平成13年12月18日最高裁判決に基づき判断すると、法5条2号イに該当しない。

ア 上記最高裁判決（最三小判平成13.12.18民集55巻7号1603頁）は、情報公開条例に関する判断であるが次のとおり判断している。

「情報公開制度が先に採用され、いまだ個人情報保護制度が採用されていない段階においては、被上告人らが同県の実施機関に対し公文書の開示を求める方法は、情報公開制度において認められている請求を行う方法に限られている。

また、情報公開制度と個人情報保護制度は、前記のように異なる目的を有する別個の制度ではあるが、互いに相いれない性質のものではなく、むしろ、相互に補完し合って公の情報の開示を実現するための制度といえることができるのである。

とりわけ、本件において問題とされる個人に関する情報が情報公開

制度において非公開とすべき情報とされるのは、個人情報保護制度が保護の対象とする個人の権利利益と同一の権利利益を保護するためであると解されるのであり、この点において、両者はいわば表裏の関係にあるということができ、本件のような情報公開制度は、限定列挙された非公開情報に該当する場合にのみ例外的に公開請求を拒否することが許されるものである。

これらのことに鑑みれば、個人情報保護制度が採用されていない状況の下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、当該個人の上記権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきときは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできないと解するのが、条例の合理的な解釈というべきである。」

イ すなわち、上記最高裁判決は、①情報公開制度のみが先に制定された跛行状態の下では、公文書の開示を求める方法は、情報公開制度（事案では条例）所定の請求方法を利用するしかないこと、②情報公開制度は、非公開情報以外は公開請求を拒否することはできず、個人情報の本人開示を他の制度によるべきである等の調整規定が存在せず、個人の権利を害さないことが明らかなきときは開示を拒否できないこと、を理由の根幹にしていると考えられる。

そこで、上記最高裁判決の趣旨からすると、社会において法人の存在が当然に予定されている今日において、当該法人が、自身の法人情報を適切に管理し経済活動を行うことは自然人と同様に保護されるべきであり、次のとおり、本件のように法人情報についても、当該法人の代表者による請求の場合には、法人情報の開示が認められると考えられる。

ウ 本件について

（ア）情報公開制度所定の請求方法を利用するしかないこと

法人に関する情報公開制度は、個人情報保護制度と異なり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律を含めた情報公開に関する法（以下「情報公開法等」という）の他に、自らの法人情報を開示できる法律が存在しない。

今日において広く法人が経済活動を行っていることは既に述べたとおりであるところ、本件のように、法人が相当期間過去の社会保険等の納付状況について確認をする必要がある場合（特に、本件のように徴収されようとしている社会保険等について時効の成否が問題となっている場合）、それらの情報を管理している行政（機構）に対し、当該法人の情報の開示を求めるほかに、上記の事実を確認

する術がない。

このことから、本来であれば法人に関する情報公開制度を整えるべきであるが、他の法制度が存在せず、法人が当該法人に関する法人情報について情報公開法等に基づく開示請求しかできない場合には、非開示情報に該当するかの判断は制限的になされるべきである。

(イ) 情報公開制度は、非公開情報以外は公開請求を拒否することはできず、本件の対象情報は非公開情報に当たらない

a 情報公開法等は、限定列挙された非公開情報に該当する場合にのみ例外的に公開請求を拒否することが許されており、今日において法人自身で法人情報を適切に管理すべきことは上述のとおりであることから、非公開情報については制限的に判断すべきである。

そうであれば、法人情報について、当該法人の代表者によって開示が求められた場合には、その情報を開示することによって法人の権利・利益が害されることは通常考えられない（当然、本件のような法人の社会保険料の納付状況等についての情報を開示することによって、法人の権利・利益が害されることは想定できない。）

b また、情報公開法等には、法人の代表者による当該法人の情報の請求を許さない趣旨の規定は存在しない。

## エ 小括

以上のことから、情報公開法等に基づいてなされた、法人代表者による当該法人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれておらず、本件のように当該請求自体で法人の権利利益を害さないことは明らかゆえ、法人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできない。

## (2) 法5条2号イに該当しないこと

本件では、審査請求人は、同法人の社会保険料の納付に関する情報の開示を求めた。その開示の対象となった情報の性質から、年金事務所の保有する書類が開示されたとしても、法人の権利利益を害することはあり得ない。

したがって、本件開示請求は、法5条2号イに該当しない。

## (3) 法第8条について

以上のとおり本件では、審査請求人が開示請求した法人文書は、いずれも法5条2号イに該当しないので、当然法8条にも該当しない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経過

平成28年8月4日に、処分庁に対して、本件対象文書の開示請求がな

された。

処分庁は、平成28年11月17日に、特定法人に関する厚生年金保険料や延滞金の納付状況及び時効中断等が記録された書類については、特定の法人に関する情報についてのものであり、かつ、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを回答するだけで、法5条2号イの当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を開示することになるため、法8条の規定に基づき、当該開示請求に係る法人文書の存在を明らかにせず不開示とするとして、不開示決定（原処分）を行った。

開示請求者より、原処分の通知が未着であるとの連絡を受け、平成29年1月30日に不開示決定通知書を再送付した。

平成29年4月24日に、本件不開示決定（原処分）を取り消すとの裁決を求める審査請求が行われた。

## 2 見解

### (1) 法5条2号イの該当性について

特定の法人事業所における厚生年金保険料や延滞金の納付状況及び時効中断等が記録された書類を開示した場合、厚生年金保険料を滞納している事実があるという情報が公にされることとなり、当該法人が厚生年金保険料を滞納していることが第三者に把握され、当該法人の信用及び地位、利益を不当に害するおそれがある。

このような情報については、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」にあたり、不開示情報に該当することは明らかである。

### (2) 法8条の該当性について

特定の法人事業所における厚生年金保険料や延滞金の納付状況及び時効中断等が記録された書類については、仮に厚生年金保険料の滞納があったとして、その書類を不開示とすることは、厚生年金保険料の滞納があった事実を認めることになり、その書類の存在の有無を回答することが、厚生年金保険料の滞納の有無を明らかにする結果となる。

したがって、本開示請求は法8条に規定する存否応答拒否を行う事案に該当する。

## 3 結論

以上のことから、本件については、処分庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

### ① 平成29年5月15日 諮問の受理

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ② 同日      | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月13日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年7月12日 | 審議            |
| ⑤ 同年8月31日 | 審議            |
| ⑥ 同年9月14日 | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することになるため、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、株式会社である特定法人を名指しして、当該特定法人の厚生年金保険料の納付に関する文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

(2) 本件対象文書のうち、文書7は、特定法人における厚生年金保険料の滞納が存在することを示す文書であり、また、文書8について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、厚生年金保険料等を滞納した事業所の関係者からその納付について行う聴取に関する記録がこれに該当するとのことであるから、文書8も、特定法人における厚生年金保険料の滞納が存在することを示す文書であることが認められる。

そうすると、文書7及び文書8の存否を答えることは、特定法人が厚生年金保険料を滞納したという事実の有無（以下「本件存否情報1」という。）を明らかにするものと認められる。

特定法人が、厚生年金保険料等を滞納したという事実の有無を明らかにした場合、特定法人の信用を低下させ、その事業活動に支障を及ぼし、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報1は、法5条2号イに該当し、文書7及び文書8の存否を答えることは、同号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

(3) 次に、本件対象文書のうち、文書2について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、機構が運用する社会保険オンラインシステムにおいて管理されている厚生年金保険の適用事業所に対する保険

料債権の発生や当該債権の収納状況等に関する記録（以下「保険料債権記録」という。）がこれに該当するとのことであり、また、保険料債権記録の保存期間は、当該債権に係る厚生年金保険料（厚生年金保険料の滞納により延滞金が発生している場合は当該延滞金を含む。）の完納から10年2か月とのことであった。そして、文書2に該当し得る文書で保存期間が保険料債権記録と同程度又はそれ以上に長いものは存在しないとのことであった。

そこで検討すると、文書2は、開示請求時点（平成28年8月4日）より15年以上前である特定年月時点における特定法人による厚生年金保険料の滞納の有無等が明らかになる書類であり、当該開示請求時点で文書2に該当する文書が存在した場合、これは、特定法人が特定年月以前に厚生年金保険料を滞納しており、当該開示請求から10年2か月以内のいずれかの時点まで厚生年金保険料又は厚生年金保険料の滞納に伴う延滞金を完納していなかったこととなることから、特定法人における厚生年金保険料の滞納が存在することを示すものであることが認められる。

そうすると、文書2の存否を答えることは、上記（2）と同様に、本件存否情報1を明らかにするものと認められる。

したがって、文書2の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

（4）他方、本件対象文書のうち、文書1、文書3ないし文書6及び文書9は、開示請求書の記載を踏まえると、必ずしも特定法人における厚生年金保険料の滞納を前提としたものではなく、特定法人が納付期限を遵守して厚生年金保険料を納付したことを前提に作成される、特定法人の厚生年金保険料に係る納付状況や納入の告知等を示した文書もこれに含まれ得るものと認められる。

もっとも、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書1、文書3ないし文書6及び文書9には保険料債権記録が該当し得るところ、保険料債権記録が存在していない場合は、特定法人が厚生年金保険に加入していないため厚生年金保険料が発生していないことを意味するものであるとのことであった。

そうすると、文書1、文書3ないし文書6及び文書9の存否を答えることは、特定法人が少なくとも10年2か月の間にわたり厚生年金保険に加入していないという事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）を明らかにするものと認められる。

特定法人が、少なくとも10年2か月の間にわたり厚生年金保険に加入していないという事実の有無を明らかにした場合、特定法人が上記の

期間にわたって適用事業所とされるだけの実態を有していなかったと受け止められるなどして、今後の取引関係や人材確保の面で不利益が生じる可能性は否定できず、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報2は、法5条2号イに該当し、文書1、文書3ないし文書6及び文書9の存否を答えることは、同号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、上記第2の2(1)ウ(イ)のとおり、特定法人の代表者である審査請求人に特定法人の情報を開示することによって特定法人の権利・利益が害されることはないとして、本件対象文書を開示すべき旨の主張をしているものと解される。

しかしながら、法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であるところ、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであって、審査請求人の上記主張に基づいて、本件対象文書の存否を明らかにすべきものとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

## 別紙（本件対象文書）

特定法人の厚生年金保険料の納付に関する下記文書すべて

- 文書1 厚生年金保険料（督促手数料・遅延損害金を含む，以下同じ）の納付履歴を示す帳簿，台帳，その他納付状況を示す書類。特に文書2ないし文書4
- 文書2 特定年月時点において，特定法人に厚生年金保険料の滞納があったかどうか，あった場合は費目ごとにその金額が明らかとなる書類
- 文書3 特定年月以降，現在までに生じた特定法人の厚生年金保険料について，費目ごとに，発生日，納付期限，金額が明らかとなる書類
- 文書4 特定年月以降，特定法人がこれまで支払った厚生年金保険料について，すべての支払日，支払額が明らかとなる書類
- 文書5 充当に関する書類。特に上記文書4の支払金が上記文書2及び文書3の厚生年金保険料にどのように充当されたのか，費目ごとに，金額，充当日，これを取り扱った特定年金事務所の職員名が明らかとなる書類
- 文書6 納入の告知又は督促その他時効中断に関する書類。特に特定法人に対する納入の告知又は督促により時効を中断した事実があれば，そのすべてについて，特定年金事務所の職員の誰が，いつ，どの厚生年金保険料債権について時効を中断したのかが明らかとなる書類
- 文書7 特定法人が債務承認により時効を中断した事実があれば，いつ，どの厚生年金保険料債権について時効を中断したのか，これを証明する書類（債務承認書等）すべて。また，これを取り扱った特定年金事務所の職員名が明らかとなる書類
- 文書8 聴取書等当事者又は関係者からの聴取内容や日本年金機構職員の対応内容が記載された書類
- 文書9 その他，特定法人の厚生年金保険料の発生・納付・充当・時効中断に関し作成・保管された一切の資料